

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年12月2日

香川県監査委員 林 勲
 同 大西 均
 同 香川 芳文
 同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 契約について</p> <p>（ア） 機器移設業務に係る一般競争入札について、入札公告で定める入札参加資格の確認ができていないものがあつた。（高等技術学校）</p> <p>（イ） 借入物品について、借入品出納保管簿への登記がされていないものがあつた。（高等技術学校）</p> <p>イ 財産について</p> <p>乗合自動車1台の3か月法定点検及び貨物自動車1台の6か月法定点検をしていなかった。（高等技術学校）</p>	<p>ア 契約について</p> <p>（ア） 今後は、このようなことがないように、複数の職員で入札参加資格の確認を行うこととする。</p> <p>（イ） 直ちに登記を行った。今後は、執行伺を物品取扱員又は会計員にも回覧することにより、借入品出納保管簿への登記漏れがないようにする。</p> <p>イ 財産について</p> <p>今後は、公用車の管理台帳を作成して点検漏れが生じないように管理し、法令どおり点検を行うこととする。</p>